

# 医学館の学問形成(二)

## 寛政の改革期の官医たちの動向

—『よしの冊子』の記事から—

### 一、はじめに

前報では医学館成立前後の状況を、総括的に見ておいたので、本報では寛政の改革期(天明七〜寛政五)の官医たちの動向に即して、微視的にみてゆくことにしたい。依拠する資料は『よしの冊子』(国立国会図書館所蔵)である。同書は松平定信の呈覧に供すべく、側近水野為長によつて作られた日々の見聞・世評・人物月旦からなる書留である。森潤三郎が『多紀氏の事蹟』の中で多紀桂山に関する一条のみを引用しているが、同書の官医関連記事は約二〇〇条に上る。記事の内容は暴露的なものや酷評が多いが、あながち事実無根とは考えられず、表現上若干の誇張はあるとしても、概ね事実と考えられよう。かつ同書の記事の持つ意義は、それが事実か否かという点にとどまらずこの書留が松平定信の耳に達し、或は黜陟の判断材料となり、或は政策に対する世上の反応を知るといふかたちで、改革政治と密接な関係を有していたと考えられる点にある。

記事は耳目に入ったままを日時を追つて書かれており、後からの再編集は冒頭のごく一部分を除いてはなされていない。ただし目次ではなく、同時期の記事のまとめりに「六月十九日ヨリ」とか「元日ヨリ」といった記載がある。

次の日付の記載までの間隔は、記事の多寡によって数日から二箇月弱までとかなり幅がある。日々の書留がある程度の分量に達した段階で一冊に纏められ、定信に提出されたものと考えられる。呈覧は天明七年六月十九日より寛政五年七月二十三日まで、約六年強の間に、前後一六九(乃至一七〇)回に及び、定信の老中首班就任から解任までの期間をすっぽりとおおう。呈覧頻度は平均すればおよそ二週間に一度程度になる。

以下、同書からの引用は拙稿『よしの冊子』医家関連記事(一)(二)(三)(本誌第四四巻第四号、第四五巻第一号・第三号)により、巻数と通し頁数と上下段の別を例えば第四四巻五四一頁上段なら(四四 541上)のごとくに併記した。

## 一、改革初期のころの風聞

松平定信の幕政改革は寛政三・四年に至って漸く制度上の整備をみるが、定信の老中首班就任の天明六年十月より同七・八年のころまではまだそれほど大規模な人事の黜陟は行われていない。大奥や幕閣に田沼の人脈的影響力が強固に残存しており、不可能だったのである。来るべき大規模改革断行のために、定信はこの時期、政権の強化と個人情報集収をさかんに行った。<sup>1)</sup>『よしの冊子』のはじめにまとまって見えている人物月旦がそのことを示している。官医に関するものも見えている。

天明七年八月十七日起筆の第二回呈覧分(四四 542下)に次のような記事が見える。

一、生野寿軒(根ギシニ住。宮様ノ諸大夫ノ娘ヲ貰フ。根ギシノ通りモノナド、云説アリ。)

一、山田宗円(山田大助ノ跡ナリ。療治モ無之ロクくタル異物也。)

外科  
一、村山元格(杉田玄伯ノ弟子、酒井修理殿ノ医師村上殿ノ甥也。家業出精ト云。一コロハ至テ放蕩、療治ハ相応ナリ。)

生野寿軒のことは『寛政重修諸家譜』(巻第一三〇六)に見えており、妻は日光輪王寺宮の家士・鬼平左兵衛久義の娘であると記す。

山田宗円は、徂徠・東涯門の俊秀で十三歳で幕府儒官となった早熟の天才・麟嶼（通称大助）の嗣子で、『桑韓筆語』『傷寒論集成』の著者として名高い凶南正珍の父である。父と息子の盛名に比して確かに遜色がある。

村山元格は後に寛政六年に官立化された医学館での第一回目の試験に受験し、書物が全く読めずに失態を演じている（京大富士川文庫『寛政甲寅考試問答一件調書』）人物だが、臨床上の手腕に見るべきものがあつたのだろう。

以上のように『よしの冊子』の記事は、齒に衣着せぬ表現ではあるが、概して信憑性の高いものと言えるのである。ただし、山田宗円はかく酷評されながらも、この翌月九月二十九日に、小普請医から番医に昇格しているので、定信の人事と『よしの冊子』の記事を単絡的に結びつけることはできない。『よしの冊子』を資料として使用する場合は、これは注意すべきことである。

記事はさらに続く。（※は著者注）

一 多紀安長（書物ヲヨムハ才<sup>マ</sup>ホドハナシ。姦ハナケレドモ大放蕩。父安元（※多紀元恵）ト父子ノ間ヨシ。妻ヲカヘストキ

支度金モ小袖モ返サズムセウニ人ヲソシル。但し人ヲ讒言スルコトハナシ。人ノ本ナドヲ借テ返スコトナシ、ナ  
クスコトアリ、正直ニ返サズ。玄徳（※杉浦玄徳）ハ人ノ本ヲウル。術中ニ人ヲオトシ姦多シ。但書物ヲヨムヲ

御尋ナラバ、安長玄徳ノ外江戸ニハナシ）（四四 543上）

この記事は森潤三郎が、『多紀氏の事蹟』で引用した一節であるが、森は「如何なる人でも、一方に誉められれば、一方に毀られるのは免かれ難いもので、これもその一例と見做すべく、評判の宜いのは、以下引く処の諸書が之を証明する」とコメントしている。しかしそう解するよりも、むしろ「書物ヲヨムヲ御尋ネナラバ、安長玄徳ノ外江戸ニハナシ」を重視すべきではないだろうか。何故なら以下に説くごとく、桂山多紀安長と杉浦玄徳こそは寛政三年、医学館創設時の四人の世話役のうちの二人だからである。『よしの冊子』には多紀桂山の良い風聞はほとんど見えない。これに対して父藍溪の評判は概ね良い。従来一般に桂山は松平定信に信任されて、医学館を掌管し、多紀氏全盛の基盤を築いたとい

われている。実際それに違いはないのだが、綱紀肅正を旨とした定信の改革政治のもとで、必ずしもその素行は良好でないにもかかわらず、取り立てられていている多紀桂山の存在は、何故であろうかと疑ってみる価値はある。ここでは答えを急がず、さらに先を見てゆこう。

一 世間一統ナラシテ薬ノ吞テノアル、下手上手ヲ論ゼズ、(※橘)宗仙院也。(※河野)千寿院<sup>ちゆうじゆう</sup>ハホンニ薬ヲ吞人少ナシ。宗仙院ホドモ書物ハヨメズ。多紀安元、大八木伝庵、森雲禎、橘隆庵、池原雲洞今療治ヲスル。其内自分ニテ上手ノ気デ居ハ伝庵也。ケツカウ人ハ安元。人ニ銭ヲ遣ハセタガルハ雲禎。隆庵ハ一ト通り。雲洞ハ人ワロシ。雲洞放蕩ノ沙汰。隆庵ハ下ヤシキ好。小ケイ者ヲコノムナレドモ近頃屋シキ芸者モヤメル。(四四 543上下)

とりとめのない記事であるが、『よしの冊子』に見る官医の風聞の特徴がここにも見える。呈覧内容は①人柄、②臨床手腕、③学識の三点に関してなされている。そして学識は専ら中国医籍の読書力によって評価されている。臨床に関しては、専門的知識を要するためであろうか、この前後「相応」「出精」「至テヨシ」などの漠然とした評価が多く、むしろ「薬ノ吞テ」(患者数)の多寡という明白な基準をもって評価する傾向が看取される。後の、官医たちに治療者数を申告させ、その結果によって家禄の多寡を検討するという官医改革の方針を考え合わせると、興味深い記事である。

次にあげる一条も、後の医学館講師の人員と重ね合わせると興味深い。

吉田元卓(中略)、峯岸春庵書物ハよめねども療治ハ出情をスル也。実ニ出情ノ者ハ此兩人。只今書物をよミ療治出情するは御番ニテ杉浦玄徳、山本宗英。二人トモ人物甚アシ、。玄徳ハ姦多シ。(四四 543上)

山本宗英、杉浦玄徳の両名は寛政三年の医学館官立化の際に世話役・講師を拜命する。彼らの名前が早くもこうしたかたちで見えているのである。

天明七年十一月起筆、十二月十三日以前の分に、改革初期に西国から召し出され、寛政の教学改革に主導的地位を占めた柴野栗山の記事が見える。

一 柴野彦助先達而痲病を相煩、此節段々快方ニハ候へ共、いまだ座敷ノ中もろくく歩行難成よし。此度公義へ被召出候御内意、牧野より阿波殿へ御内意御ざ候ニ付、出府可致候処、右之任合故難罷出よし。春ニも成可罷出之沙汰。尤彦助懸リ申候医師ハ福井良輔(つぐもと)(※福井楓亭)と申候医師、右医師も達て留申候由。彦助も未髪も結不申、爪も切不申由。中々道中無心元ニ付、右良助より止申候趣、阿波殿へも書付見せ申候由。右之趣を以公儀へ被仰達候由。何卒来春ニも相成出候様ニも被仰付候ハ、難有可奉存と申候サタ。右医良助ハ学者之大医のよし。弟も源助(※福井敬斎?)と申候て北野ノ辺ニ田地ヲ買て耕して暮候由。教授をいたし隠者ニ御座候よし。(四四 544下・545上)

この記事の主役は翌年一月に登用された栗山であるが、福井楓亭も病状を伝えるためだけの単なる添え物として登場しているわけではない。「学者の大医」「教授をいたし隠者にござ候」という表現は、明らかに登用の可能性を見越していると思われる。儒官の西国からの登用が現実化する時期、官医に関しても江戸の必ずしも芳しからぬ現況に鑑みて、西国からの登用が念頭に上ってきているのである。

### 三、天明八年の黜陟と療治実績の申告

年頭の一月十六日に本丸奥医師で法眼の池原雲洞が、寄合医師に降格されている(『寛政重修請家譜』一四八五卷)。「よしの冊子」の論調は前述のごとく概ね雲洞に厳しい。寛政元年五月末頃の記事に「父雲伯ハ田沼時分の権門家ニておびたゞ敷取込」(四五 113下)とあり、寛政二年三月下旬の記事に「馬島瑞伯様之御金を池原雲伯様御借用云々」(四五 117上)と見え、田沼時代に権勢をふるって蓄財をしていたが、松平定信の政権下で急速に勢力を失い、経済的にも逼迫していった人物であることが知られる。

池原雲洞といえ、夙に大正四年に辻善之助が『田沼時代』(岩波文庫所収)の中で『続三王外記』に基いて、世子徳川

家基の急死に雲洞が関与したという疑惑を記した。今日『統三王外記』は信用度の低い俗書とされるが、この改革初期の免黜には相当の理由があったことが想定され、更にこの後、池原氏は家督相続に際して二〇〇俵から一六〇俵に減禄されていることも併せ考えると、田沼時代の所行に対する処罰がなされているものと見做しうるのではないだろうか。

一方、多紀藍溪の評判は一貫して良好である。二月二十一日に御匙を辞した山添熙春院にかわって三月二十一日に御匙を拝命し、奥医師の最高位に昇った。

一 多紀安元御七ニ被仰付候由。是ハ随分宜キ人ニて、学問も相應ニ有之、正直ニて御ざ候由。息子安長と違ひ、人ノ事をあちらでハ能いひこちらでハあしくいふ様ナ者でハなきよし。(二月十七日起筆、四四 545下)

次いで、前將軍家治の愛妾であった津田氏が落飾して二の丸に移った(天明六年十一月)のに伴って、この年五月八日、奥医師の中から二の丸蓮光院付きとされたものがあつた。橘隆庵、数原玄仲である。二の丸医師という役職は従来なかつたものであり、その身分についてもこの時点では不明確だったが、降格人事とうけとられるのは必至であつた。橘隆庵は天明五年以来御匙を勤める宗仙院元周の嗣子である。宗仙院は狂歌をよくする洒脱な人物だが、息子の降格には平静ではいられなかつた。

一 橘隆庵二ノ丸へ被仰付候節ハ、父宗川院(マ)も大ニ心面白からずおどり立候よし。おれハ今迄久しき勤故其内にハあしき事あしき事も有ふが、倅ハアノ通り出情いたし勤候ニ、此度二ノ丸へ押下られ候ハ不便ノ事也。おれが代りたいと申候由。(七月七日起筆、四四 546下)

しかし父子共に番入りしている例は、田沼時代の千賀道隆・道有、寛政三年以降の多紀藍溪・桂山父子もそうだが、さほど多くはなく、むしろ例外的な厚遇といえる。共に奥医師であつた橘父子のうち子の隆庵が二の丸付きにされたからといって、相対的に見ればさほどの処断とは言えない。二の丸付きの専属医の新設の目的は、むしろ城中の風紀紊乱の防止にあつたとも見られる。<sup>(2)</sup> 翌寛政元年二月十二日起筆分に次のように見える。

一 二丸御医者部や御本丸より兼帯候内ハ、朝夕酒を相用ひ、女中杯も入込酒宴ニ斗長じ居り、御用人小笠原外記杯一同二酒を飲騒ぎ、不埒至極之処、去年二丸御医師出来候へバ、右体之事厳く申合せ相止、此節ハいか様二隠し目付二見られてもよいと申された。(四四 554上)

二の丸専属医の格付けの問題は、その後も曖昧なまま推移し、寛政元年六月に橘隆庵が奥医師に復し、かわつて山崎宗運と栗本元格が二の丸蓮光院付きとされた時に、一応の解決を見た。

一 橘隆庵御本丸へ被仰付、栗本元格、山崎宗運二ノ丸へ被仰付候は、誠ニ明白ナ被成かたじや。隆庵ハ出情家にて御座候所、去年二ノ丸へ参候は如何と評判仕候所、此節再勤、扱々難有事規模成事とさた仕候由。元格も丁度よい御見立、至極御尤の事。宗運も博奕の事其外悪事の始終、西下(※松平定信)ニても御聞被成候へ共、折角奥へ此頃被仰付候ニ、直ニ表へでも出てハ外聞もわるし、宗運もおのづから悪事西下へ聞へ候事ハ承知いたし候ニ付、実ニまう叶ハぬと覚悟致し居り候所、二ノ丸へ参候は御仁政、御慈悲ナ事じや。此度の三人の御取計ハ、当年での御出来じやと殿中評判御ざ候由。

一 二ノ丸御医師と申候へバ、只今迄ハ奥いしゃの様ニハ不申候処、此度被仰付ニ、奥医者并と被仰付候ニ付、奥といふ事も暁と分り、二ノ丸付の御医師も大に有がたがり、肩が広く成たと申候よし。(六月二十日起筆、四五 114下・115上)

この時、栗本元格は父瑞見が寄合医師に黜けられ、自分は奥医師見習であつたから、奥医師格の二の丸付きはやや昇格となる。四月に針科奥医師に昇格したばかりだが、賭博事件の発覚した山崎宗運にとって、二の丸付きは明らかかな降格だが、むしろ奥医師並の格付けを寛大な処遇と感謝しているというわけである。

二の丸医師の格付けの問題から、天明八年秋の記事へと話を戻そう。この年の秋の官医関連の記事は、奥医師への療治実績申告の話題一色となり、官医各位の戦々競々のありさまを伝えている。すでに六月二十七日起筆の記事に

奥医師放蕩にて療治無之面々此節あぶない物とサタ仕候由。(四四 546下)  
 との危機感が囁かれ始めていた。「あぶない」は無論、免黜の意味であろう。九月に入ると危機は現実のものとなり、療治数申告の書類提出を命ぜられる段に到ると、やはり動揺は大きかったのである。

一 奥医師へ療治書出し候様ニと被仰付候由。是ハ面白被仰出也とさた仕候由。寄合御番医師へも被仰出そふな物とさた仕候よし。(九月七日起筆、四四 547下)

一 奥医師療治数を書出し候様被仰出候は、一向療治不仕奥医師ハ此已後寄合ニも被仰付であらふと銘々二臆説仕候由。療治数書出しは偽を申立候事ハ決而有之間敷候へども其内に苦しさの余りに少々ハ啞を申立も可有之か、是等ハ隱密の入そふな事と沙汰仕候よし。

一 宗仙院、仙寿院、熙春院、(※篠崎)ト庵、安元、雲貞、伝庵、(※井上)良仙、隆庵など相応に病人可有之由。

一向療治ナキ医者ハ曲直瀬養安院、岡甫庵、栗本瑞見のよし。雑科にては馬島瑞珀一番数多きよし。(九月十五日起筆、四四 548上)

一 奥医師療治数被仰出候ニ付、中ニハ大に困り候もの御座候よし。曲直瀬、岡甫庵、栗元瑞見ハ一人も療治有之間敷と人々存申候由。併曲直瀬ハ二月計病氣にて引込居り、此節出勤のよし。よい申訳が有と申候よし。(九月二十一日起筆、四四 548上)

一 奥医師療治数書出候様ニ、養安院ハ平生ハ一人も療治無御座候へ共、猶又幸ニ七月十日より病氣にて引込居候付、私義は病氣ニ罷在候ニ付一人も療治無御座候と申立候処、御小納戸頭取の挨拶に、御尤だがしかし七月朔日より十月迄之内に、御親類方杯之内に二三人ハ療治さしたも有そふなものだ。夫をバ書出したがよかるふ。併此方が無理にない療治を有よふに書出せと御さし図申スでハナイと申候由。是ハ利口ナル談ジ方じやと評判仕候由。岡甫庵ハ一人も療治無御座候処、此度急に坂俊達内々世話を任り、きの毒ナ事だとして、御広敷ニ病用五六人も出来候

由。療治数多きハ、雜科問島瑞珀と申サタ。(九月二十九日起筆、四四 548下)  
とりわけ情勢不利なのは曲直瀬養安院、岡甫庵、栗本瑞見であったことが知られる。

#### 四、陪臣医・町医の評判

つづいて、奥医師の療治数書出し書類が作成されたことと思われるが、しばらく官医の記事が見えなくなり、天明八年冬から翌年一月にかけて、官医以外の医師の記事が散見する。

一 京都より医師福井竜助(※楓亭)を近々之内召候よし、先御番医師二被仰付、二百俵被下候由。来年二相成三百俵被下、奥医師二相成候由のサタ。(天明八年十一月二十九日起筆、四四 552下)

京医、福井楓亭の前評判がすでに高いことが見てとれる。召し出されるのは約二年後の寛政二年十一月二十九日のことである。

とかく町医者陪臣医師の内から被召出であらふ。奥医師被仰付者が在そふなど、御目見医師共抔人々選び二あたりたがり候て僥倖仕り居候よし。小野才育<sup>(マゴ)</sup>、秋山元瑞<sup>(マゴ)</sup>などきつと出やうと申さた。才育ハ一橋(※治済)、元瑞ハ西下じやと申候さたのよし。(寛政元年一月一日起筆、四四 553上)。

秋山元瑞は官医に登用されることなく御目見医師に終ったためか、或は登用の時期が遅かったのか、『寛政重修諸家譜』『官医家譜』ともに載せない。しかし『よしの冊子』には松平定信に昵近の医師として、官医に伍してその名がしばしば見えている。ちなみに片倉鶴陵は玄瑞の門人である。

小野西育もこの時御目見医師だが、後に昇進して前掲の両『家譜』に見えている。小野は、定信退任後も將軍の父として政界に実権を温存した一橋治済に近い人物であるらしい点が注目される。

このほか、広島藩主浅野侯に親任の篤い加川元亨(十月十六日起筆、四四 550下)、徳島藩主蜂須賀侯出入りの玄育(十

一月二十九日起筆、四四・五五二下)、御目見医師・柴田玄養の妻の姦通(一月二十二日起筆、四四・五五三上)など、町医・陪臣医に関する風説が多く見えている。療治数書出しによつて官医の免黜を考える一方で、新たな官医の登用を模索しているものと考えられよう。

## 五、寛政元年の官医への通達

前年の奥医師からの療治数書出しの結果をうけて、この年二月十七日に、官医に対して松平定信から次のような通達があった。

此節何茂出精之趣ニ者候得共、猶又為心得申達候。惣而医業を以世祿結構ニ被成下候儀ニ付、家業之儀は格別ニ出精可致義ニ有之、殊ニ御撰撰ヲ以奥医師被仰付、禄位も被相加別而の事に候。出精心懸も格別に無之候てハ不叶事ニて候。奥医師の調葉請家ニ而も相願候は、畢竟医学医業格別の義に付取用候事にて候処、近来は右の儀は仕来同様に相成候哉にも相聞候。左候得は此上弥々風儀不宜に至り候ては、医術の貴賤を不撰儀も取失ひ、客来の取持同様に相成間敷にも無之、調葉の儀も名目のみに成り、隠に他医の療治を請候様に有之候ては、一己の身上不束成計にて、御外聞不宜儀にて候。殊更勤向無此上御大切の儀にても相加り候事に候条、能々相心得出精可致、平常御側近くも被出、大奥へも相廻り候身分の儀に候得は、不身持の義別て相慎可被申候。<sup>3)</sup>

(大意)官医は医療技術によつて幕府から家禄を得ている者であるから、医業に精進する義務がある。殊に世祿の外に役料を拝領している、將軍近侍の奥医師は、とりわけこの心得が必要である。しかるに近来は、諸大名等からの奥医師への調葉依頼も、医療技術拔群につき依頼をうけるといふ本来の姿ではなく、単なる慣例に墮している。貴顕に医療も施さず待するという現状は、貴賤を撰ばないはずの医道にもとり、調劑を他の医者にまかせて、接待係さながらの様子である。これは一身上の不行跡であり、幕府の面目にもかかわる。將軍や大奥に伺候する身分であるから、身持を慎み、医業に精を出すべきである。)

一見、単なる督励の文言のようにも見える。しかし先に療治数を申告した官医たちの中には、自分の現状に鑑みて、身の処しかたを迫られる者もでてきていた。

一 奥医者曲直瀬養庵院、栗元瑞元<sup>(マヤ)</sup>ハ迎もいけぬ事と手前より引込候由。右兩人ハ療治なき計にて悪党ニハ無之よし。右兩人が引込くらいだから、外の悪党共ハ定めて一統ニ四ツ時召をくふであるが、其内前川玄徳ハ小ブシン入ニても不被仰付バ衆評感服すまい、此御時節ニ玄徳ハ無難で居るハ如何の事かときた仕候よし。(二月四日起筆、四四 5 5 3 下)

『徳川実紀』に徴すれば、栗本瑞見は病気を理由に、二月九日に診脈を免除され、寄合医師に降格した。やや後れて五月二十六日には曲直瀬正山が奥医師を免ぜられて寄合医師となった。前川玄徳は『よしの冊子』では兎角悪評が高く、同心と共に市中を徘徊して捕縛に興ずる(四四 5 4 6 上)など常軌を逸した振舞いが多かったらしい。二月十七日に針科奥医師から寄合医師に降格されている(『徳川実紀』)。

次に二月二十五日起筆分に、この度の処分に關する評価が見えている。

一 前川玄徳、寄合ニ被仰付候ハ、誠ニ御時節柄御尤成事と公論感服仕候よし。其内ニハ不吞込ニて、前川を寄合ニ被仰付、其跡へ御入被成人が有そふナ、大かた山崎宗運であるふ杯と私評を申ものも御ざ候由。

一 此度玄徳をバ寄合被仰付、惣奥医者へ御心付之御書付出候ニ付、一同ニ安心有がたがり候由。宗仙院杯ハ筆頭ニて惣体を懸引仕候処、只今迄勤居り候役ニたゞ共、若一統ニ御免ニも相成候へバ甚恐入候事ながら、中にハ未熟のミニてさしたる咎も無之者共も御ざ候ニ付、いたましく内々心痛仕居り候所、此度之御書付ニて右之者共も一統に難有かり候ニ付、心痛もとけ難有事と申候由。曲直瀬養安院、栗本瑞元<sup>(マヤ)</sup>ハ上より御諷諭も御座候ハ、引込候由。是ハ養庵<sup>(マヤ)</sup>ハ取持のミニかゝり居り、其上高禄ニ付、御免ニ相成候ても格別難義ニも相成不申、瑞元ハ倅元格見習ニ出居候付、是又格別難義も仕間敷由。岡甫庵・小森西倫兩人右同様之所、御構無之は、畢竟御免でハ日用暮し方も

相成申問敷程の者共ニ付、上でも其所を御憐愍で被差置であらふ。扱々西下ハ細かに御行届御慈悲深く有がたい事、一言の非太刀も入れぬ。恐入たと宗仙院申候由。前川も若外の者ニも寄合ニ被仰付ものが有ならば、前川ハ小普請入だるふが、前川一人故ニ寄合と御出し被成たろふ。御尤至極一々理ニあたる。感服々々と宗仙院申候よし。(四四 555上下)

「御書付」は前掲の通達書のことである。その婉曲的な言葉の表層の下には、実は療治実績なく、取持にのみ拝趨してきた曲直瀬や栗本への諷刺が隠されていたのである。

だが大多数の官医たちは、大幅な免黜を覚悟していたにもかかわらず、予想外の小規模な処分にあ堵し感謝した。前川玄徳の免職は素行の悪さからすればむしろ寛大である。曲直瀬の処分は、元来一九〇〇石の高禄ゆえ、非役に降格されても経済的に支障をきたさない。栗本は家禄三〇〇石だが、既に子息元格が奥医師見習として出仕しているので問題はないとする。一方、岡甫庵は昨年より療治数なく、小森西倫も先日(四四 554下)では免職の人員に入っていたのだが、岡三〇〇俵、小森二〇〇俵の小禄ゆえ非役では立ち行かぬので、本来は降格もやむを得ぬところながら、格別の御慈悲により現状維持とされたのだろうという判断である。また処罰の軽重から言って、療治数の少ない者と素行不良の者とが同等というわけにはゆかぬので、前川の他にも寄合に降格の者があれば、前川はもう一段下の小普請に下げねばならないが、前川の処分を寄合医師に止めて寛大にすることにより、他の医師の処分が留保され、戒飭にとどまったというのである。処分の真意を汲み尽くしているといえよう。定信は、過酷な断罪よりも、この時は少数の効果的な処罰により、官医たちの引き締めをはかり、改革の実を挙げようとしたものと考えられる。

## 六、躋寿館博奕騒動

官医たちが概ね改革のなりゆきと人事の黜陟に不安を抱いていたこの時期、定信に昵近し勢力を伸張しているのは多

紀藍溪である。前年の三月からは、前將軍家治の遺命となった『広惠濟急方』の版刻にとりかかっていた(四四 547上)。定信の屋敷に呼ばれて諮問に与かることもあったようだ(寛政元年二月十二日起筆、四四 554上)。そしてこの時期、藍溪が私塾としての躋寿館ではなく、官医教育の場としての医学校を建設したい希望を洩らしているのが注目される。

一 多紀安元、今の躋寿館の外二又学校を建、御医者二学問を為仕度と申願仕候由。尤医者の小普請金を以て立申度と願ノ由。(四四 554下)

「御医者」はむろん官医を意味している。前報に述べたように、私塾躋寿館への醸金や出席でさえ、典薬頭の猛反発を招いた。官医の教育機関を、多紀氏が建設することとなれば、藍溪一代に止まらず、幕府医官制度上、多紀氏の地位が上昇することが予想される。反発の出ることは必至であつただろう。

寛政元年四月には、多紀氏と数代に亘り姻戚関係を有し最も密接な家柄の、針科山崎宗運が寄合、次いで奥医師に累進した。宗運は藍溪の実子で、山崎氏の養嗣となつた人物である。奥医師仲間の評判も良好なようだが(四五111下)、やはり多紀藍溪という後楯の大きさを思うべきであろう。しかし宗運は茶技などの諸芸に達した通人であり、医療技術はともかく素行の面で懸念する声も一方にあつた(四五 111下)。

おりしも表番医師浅井休伯の養嗣休徴の出奔という事件が起き、事態は意外な展開を見せた。

一 浅井久長の養子赤坂氷川へ三人連にて遊びニ参り、二三日居続候処、三兩余かけたまり候二付、茶屋より直に久長の宅へ参り金子受取可申旨申候処、養子申候にハ、おれハ町奉行屋敷のものだと申候間、然ば御屋敷迄参りませふと附候て参候処、途中にて連の兩人ハ(侍体の男一人町人体の男一人)右ハ分れ候て、養子一人斗ニ相成、それへ付候て茶屋参候処、すきや橋の御番所の裏門へ右の養子這入申候二付、茶屋二三人表ニ扣居候二付、養子も門内をあちらこちらとふら付候二付、門番見咎早々申達候二付、同心罷出召捕候由。

一 寄合長谷川玄通、浅井久長の放蕩を見かね、宅へ引取置候よし。しかし表向御屈不申上候故、玄通も御叱があ

ろふと申されたのよし。(四五 112上)

一 浅井久長同居仕居候長谷川玄通ハ通人ニテ、先達中ハ奥医師ニも相成可申歟杯と評判仕候由。当春神農開きニ玄通宅ニてひつべがしと申博奕を致候由。其連中ハ儒者兩人、医者兩人の由。右医者一人ハ曾松桂と申、躋寿館へ講尺ニ出候へ共、至極の悪党のよし。(四五 112下)

一 山崎宗運医学館ニて博奕仕候付、押付揚座敷へ参り可申と沙汰仕候ニ付、宗仙院杯大ニ恐れ、此方共一統ニ宗運を申上、御間奥ニ被仰付候処、若右体の事実説ニ御ざ候てハ、誠に上へ対し恐入候事、身の置所もない心地也。併療治人物共ニ相糺し申上候様ニと、上より御沙汰御座候へバ格別、たゞ療治功者のものと御沙汰御ざ候へバ、無抛人物にハ不構、療治の功者を申上ねバならぬ。こゝハこまつたものだと歎息仕居候よし。

一 曾松桂（曾）と申無頼の医者、牢中ニて様々ニしゃべり候由。右ニ付長谷川玄通、林長伯杯も揚座敷へ参候由。躋寿館ニても博奕いたし候と松桂申立候よし。右ニ付多紀安長も御尋可有之と沙汰仕候由。一体多紀ハみだりに人を入候ニ付、無頼の徒多く集り候事故、人々博奕ハいたしたるふとされた仕候由。松桂が如き悪党を躋寿館へ会頭ニ出候も余り成事也。其外にも出席講尺等仕候もの、人物をバ一向貪着不仕候由。安元ハ篤実ニ御ざ候へ共、至て不取締のよし。(四五 113上下)

『寛政重修諸家譜』(一四五四卷)では事件を次のように記している。

寛政元年七月十一日父長好病あつきのところ、加養をもせずして遊里にいたりしゆへ、一族ども籠居せしめしを、ひそかにのがれ出、そのち長谷川玄通が許に同居するのとき、病と称しながら所々を徘徊し、しかのみならず玄通が名をかりて、呉服物類品々偽りとり、或は着し或は質とし、その金銀をもつて遊興にふけり、すでに窮するにをよびてみづから町奉行所にいたり、さきに親族どもの籠居せしめし事を遺恨におもひ、非道のはからひせしよしを訴ふ。これにより糺明せらるゝのところ、一族等のはからひ理なしといふべからず。かつ春以来しばしば林徴伯

がもとにいたり博奕せしこと、すべて官医たるものゝあるまじき所行なりとて死刑に処せらる。

両書の記事を勘按すれば大略は次のごとくであろう。浅井久徴は平素より放蕩を一族に咎められて、この時期、寄合医師長谷川玄通に身を寄せていた。しかし久徴は身状を改めず、遊興を続けて金銭に窮した揚句、開き直つて奉行所に出現し、親族への遺恨を申し立てた。取り調べが進むうちに博奕の件が露見し、同座した曾松桂、※昌啓、長谷川玄通、その実弟林徴伯等も捕縛されるにいたつた。更に曾昌啓の自白により躰寿館での博奕が発覚し、奥医師に挙げられたばかりの山崎宗運も同座したらしいことが判明したのである。

処分は浅井休徴が死刑、長谷川玄通・林徴伯が遠島であつた。曾昌啓は官医でないためか、そうした厳しい処罰は受けていないようである。曾昌啓は天明中に躰寿館で創始された薬品会に参画し、この時期の本草家として著名な人物である<sup>(註)</sup>。思わぬ事態で馬脚を表わした格好の山崎宗運は、前述のごとく奥医師並の格付で、二の丸蓮光院付きに下げられた。躰寿館での博奕に加わつていた儒者二人とは、大田錦城と吉田篁墩と考えられる。寛政元年六月四日起筆分に次の記事が見える。

一 太田才助<sup>(ママ)</sup>ハ佐々木丹藏兩人被召捕と申さた。才助ハ加賀の者にて、躰寿館ニ居り講尺仕候処、博奕も仕り、其  
 上去年盜を致候て出奔致候由。それを引かへし又々講尺ニ出候よし。丹藏も至極の悪物にて、もと水戸様の御医師、  
 当時水戸様より江戸徘徊ハ御構のものゝよし。右体の者共を儒者と申候て講師ニ出候は、安長重々不宜候よし。  
 一体安長学問を好ミ候へ共実効を論ぜず、とかく奇説ニ誇り、口を利口ニきゝ候ものを能と立候由。才助ハ去年  
 も疑学弁<sup>(ママ)</sup>と申す書をあらハし、宋学を誇り候由。程朱学を疑学と申候ハ、朱子存生の内ニ申候事、熹ヲ切テ疑学ノ  
 党を絶ンと申事も御ざ候。古き事ニ御ざ候由。其様なる事をバ安長杯ハ存じ不申、めつたに新奇を好ミ候事可笑事  
 と申さた。(四五 114上下)

大田錦城は、名は才佐。天明四年、二十二歳の時に生国加賀大聖寺から江戸に遊学し、山本北山の奚疑塾に入った。

翌年早くも師弟間に懸隔を生じ、駒込に粥講したが糊口をしのぎかねて、多紀藍溪の知遇を得て天明六年からは躋寿館に寄寓していた。錦城の詩文集『春草堂集』によれば、天明七年七月から十月にかけて上野下野を流浪しているので、『よしの冊子』のいう窃盗のはての出奔はあながち虚言とも思えない。「疑学弁」は『偽学弁』のことで、二毛流浪から江戸に戻った直後に執筆した、宋学批判の書である。錦城は寛政元年には年頭から「声色之病数発、百薬不効、戯賦一律遭憂云」「後青楼遊冶歌」(『春草堂集』巻六)といった遊蕩詩をものしており、綱紀肅正などどこ吹く風である。躋寿館で博奕もやりかねない。

佐々木丹蔵は、校勘・書誌の学に長じた吉田篁墩が、水戸藩医を不行跡のために免ぜられた後に名乗った名前である。<sup>(6)</sup>上記のような騒動の結果、躋寿館の管理責任者たる多紀氏への批判の声は一挙に強まった。批判の底流には多紀氏の寵遇への嫉視があったことと察せられる。この不取締は、官立化当初の医学館の管理になんらかの影響を与える結果となったと考えられる。だがそのことよりもむしろ注目したいのは次のことである。多紀桂山の学問は、「実効」(臨床効果を度外視したものであるという指摘。つまり当時最先端の、事実の正確のみ追求する、考証的学風をさしているよう。かつこの学風を担う者たちは、往々にして品行方正でない。だが桂山は人柄を埒外におき、能力本位で、異端異説の徒を躋寿館で採用する傾向にある。一方、橘宗仙院が奥医師を代表して針科奥医師として山崎宗運を推挙した時の「療治人物共ニ相糺し申上候様ニと、上より御沙汰御座候へバ格別、たゞ療治功者のものと御沙汰御ざ候へバ」という遁辞が示すごとく、また先の松平定信から官医への通達が明言するごとく、官医は医療技術を以て仕える技術者集団である。技術の優秀性と向上への努力が第一義であり、貴人に近侍するゆえ身持は良好な方が望ましいとされるに過ぎない。この限りにおいて、官医教育をめざす躋寿館が、学力優秀な異学・無頼の徒の淵藪となる可能性が担保されるのである。

## 七、半井氏の凋落

『よしの冊子』には見えぬものの、寛政二年三月二日には躋寿館経営の功勞に対して、多紀氏に町方の地所三ヶ所が助成地として下賜された。多紀氏に対する幕府の保護はあくまで厚い。同年十一月には藍溪が極位の法印に昇り、広寿院（後に永寿院）と称した。桂山は一挙に奥医師に擢でられ、法眼に補せられた。医学館という組織にもとづく、多紀氏を頂点とする官医掌握のための機構確立への布石である。

多紀氏と明暗を分けるかたちで、典薬頭半井氏が『医心方』挙出を拒否したことを咎められて差控を命ぜられたことは前報に記した。続いて寛政二年末から翌年はじめにかけて、寄合医師一統への療治数申告が命ぜられた。

一 半井大和、療治人数書認差出候様被仰付候所、申上候程之病家一軒も無御ざ候と書上候よし。右ハ、大和を寄合医師同様ニ、療治書差出候様ニと被仰付候事故、それをふづくミ書上不申候由。一体至て気の勝候生質ニて、少しの事ニ理屈等をも申、学問ハ至て高慢の由。寄合医師と一所ニ被仰出候と申事をふづくミ、書出し不申候由のさた。御番、寄合、小普請御医師二百人余も有之処、右之内ニて病家御座候ハ、寄合ニて峯岸春庵、御番医にて山本宗英たゞ兩人計、其外ハ一向ニ病家無之由。きつい物だとさた仕候よし。(四五 123上)。

寄合医師は高禄の官医で非役の者などが属する地位で、番入り前の予備組である。先の奥医師への療治数申告に続く措置である。寛政元年四月の通達「医業等閑ニ而、并人柄等之儀相慎候事薄き輩、禄之多少之差別ニよらず、其時宜ニ随ひ、家督等之節ニ至り候而も、減禄被仰付云々<sup>(7)</sup>」を、具体的に実施するための調査といえよう。それと同時に、朝廷より黒帷衣の着衣と法印の上席に立つ名誉を得てきた半井氏に対して、寄合医師並の扱いにしたことにも、政治的意図を読み取るべきではないだろうか。

多紀氏の抬頭、医学館の構想に対して、旧勢力というべき高位の官医が、焦慮感を募らせ、そのなかで半井氏が追い

つめられ孤立してゆく状況を示す、次のような風説も見える。

一 半井大和へ、松浦越前より寄合医師の明細書を取集差出候様ニ頼候所、半井、寄合医師へことの外横平ニ廻状を廻し、上より被仰付候様触候よし。前川玄徳など立腹いたし半井へ仕懸理屈を申候二付、廻状を懇懃ニ書直し候由。曾谷某の用人を半井宅へ呼候て逢候節、蠟燭を六挺たて、両方より唐紙をたて、右用人を呼出し、出御の如く唐紙を両方より明させ逢候由。右体の趣ニ付寄合医師追々不承知仕、松浦へも掛合候哉、松浦より半井へ断り久志本左京へ相頼候由。其後ハすれば半井が万八だ、又さし扣道具だとさた仕候由。殿中ニてもさたの由。一体半井ハ本も説候へ共、勝気強くおかしき人物の由。今大路、竹田、吉田、半井四軒ニて申合、御医師学問所拵へ出情相勵候手段を竹田もくろミ、今大路より半井へ発言致させ候所、半井両三年の内ニ自分抱屋敷をいたし、一人ニて始可申と申候て承知致し不申、右の相談も調へ不申由。併半井上をバ至て恐れ、立助(※福井楓亭)が師匠番を被仰付たハ、どふいふ御趣意で被仰付たかしれぬと相恐、立助を至て宜く引廻せわ仕候よしのさた。(四五4.35上下)。

半井氏の権柄ずくの噂を、「半井の虚言だとも、また半井を差控に処する手段だ」とも見ていることがわかる。少なくとも寄合医師の療治申告の取纏を半井に命じたことを、半井を失脚させるための策謀とみる声が当時すであつたのである。

両典薬頭家と両直叙法印家<sup>(8)</sup>という最高位四家が、官医教育のための医学校の建設を構想したことは、他に徴すべき文献がないが、いかにもありそうな話である。竹田氏が発案し、今大路氏が同意して半井氏をかつぎ出そうとしたが、半井氏が独立建設を主張して計画は不調に終つたという。療治数申告の結果、改めて半井氏らが罰せられたか否かは不明だが、既に新旧交替の雌雄は決していたと見てよい。

## 八、多紀藍溪の権力の伸張

寄合医師の療治数申告をうけて、医学館成立までの時期、盛んに黜陟が行われた。小普請医に下げられた者は、千賀道隆・道有父子、奈須玄真、堀本一甫、吉田元長（以上寄合医師）、坂本養春（番医）等である。千賀道隆は、牢獄の罪人担当医のころ田沼意次に知られて奥医師・法眼にまで昇った人物で、浜町に贅を極めた屋敷を構えていた（『五月雨草紙』）が、田沼失脚と同時に既に奥医師・法眼であった嗣子道有と共に寄合に下げられ、このたび更に小普請に降格され、差控を命じられた（『官医家譜』）。

奈須玄真、堀本一甫は『よしの冊子』に「無頼」「姦悪」などと酷評が見えている（四五 112下・113上）。千賀道有、吉田元長、坂本養春らも療治なく職務怠慢、かつ身持不取締りを以て処罰されている（『官医家譜』）。

その一方で既に第二回呈覽時に「療治出精」が伝えられ、先の療治数申告でも「病家御座候ハ（中略）兩人計」とされた、表御番医山本宗英と寄合医師峯岸春庵は、臨床実績と学力を兼備するとされた山本が医学館世話役（寛政三年九月二十九日）を、ついで二の丸製薬掛兼帯（寛政五年二月二十二日）を拝命、臨床実績のある峯岸は二の丸製薬掛（寛政四年六月二十六日）を拝命している。各官医の能力を適確に評価して、新しい体制の中に配置していることが見てとれるのである。

こうした官医の評価を実際に行ない、事実上、官医の人事を握っていたのは多紀藍溪であった。<sup>(9)</sup>「医学館秘要録」<sup>(10)</sup>に拠れば、医学館官立化の後、学館の督務を命ぜられた藍溪が、幕府当局と官医各位（主として寄合医師、小普請医師）との呈上・下達を仲介している（前報既述のごとく、寛政十一年秋以降、この役目が桂山に委譲される）。この役目は既述のごとく先には両典薬頭が負っていた。医学館成立に伴って藍溪の官医支配権力が急速に増大したことを知る。しかも、官立化の以前から、藍溪の進言によって官医の賞罰が決定されているという噂は既に公然のものとなっていた。

一 御医師御ほうび御座候は、皆多紀広寿院申上候共さた仕候由。山田元俊(マコ)ハ広寿院の続がら、杉浦玄徳も広寿院と八至て懇意、桂川甫周は広寿院へ年来取入候もの、右三人いづれも御ほうび御座候二付、極めて多紀より申上候事とさた仕候よし。(寛政三年九月二十八日起筆、四五 440下)

## 九、医学館創設

寛政二年十二月には、かねて名医の評判の高かった京都の福井楓亭が寄合医師に登用されて東下した。先の天明七年の柴野栗山登用と対を為す。福井の登用は、多紀藍溪の掌握した権力を考えると、藍溪と覇を争うというものではない。林家の昌平覺の場合には、当時、前大学頭未亡人が発言力を強め、養嗣である七代錦峯が優柔不断(第九七回呈覽)であり、私塾の官立化にも積極的でなかった(第一〇六回呈覽)ために、所謂三博士の活躍が目立つこととなった。しかし本来は、栗山や楓亭の西国からの新規召抱は、彼らを講師に任ずることにより、家塾的性格から脱却せしめて官立学校としての体制を作ることにあつたと思われる。

医学館発足当初の講師は、杉浦玄徳、福井楓亭、多紀桂山、山本宗英、田村元長、吉田快庵の六人である。山崎宗連も針科の指南として参加を命じられた(『幕府医学館秘要録』)。この人員にも医学館の、学力本位で家格・人柄は二の次という姿勢が窺えよう。杉浦は多紀桂山と学力を併称され、福井も学医の誉れが高い。田村は博物・本草に秀で薬品会を主催した藍水の嗣で、家学を継いで本草学に見るべきものがあつた。山本も杉浦と学力拮抗するとされていた。吉田は、盛方院家である。山崎は臨床にすぐれていた。人柄の上で必ずしも評価のよくなかつたのは、多紀・杉浦・山本・山崎であつたことは既に記した。家格は、二〇〇俵で新たに召抱えられた福井や先代より官医に列した田村をはじめ、二〇〇俵程度の家禄を食む者たちであり、幕初以来の名門などは一人も入っていない。

官立化した医学館では、躋寿館当時の二月十五日から百日間にわたって催した百日教授の制度を廃し、当分の間、連

日開講、かつ陪臣医・町医にも勝手次第に聴聞を許した。その一方で官医に対しては、典薬頭、奥医師、法印・法眼の医師などの高位高官は出席が免除され、寄合・小普といった非役のものうち、志がありながら、良師を得られない者や経済的に余裕のない者を主な聴講対象者として想定していた。また春秋両度の医学考試の実施を唱っていた(寛政三年九月二十四日の令)<sup>(1)</sup>。

併行されてきた医業出精度合に基く黜陟と相俟つて、右の令は寄合・小普請の官医に浸透し、発足したばかりの医学館の講書は、予想を上まわる官医の聴講者を集めた。この結果、当分の間、聴講を官医に限り、当初予定の陪臣医・町医の出席は見合わせる事となった<sup>(1)</sup>。講師も官医に限った。目黒道琢・大田錦城・亀田鵬斎ら優秀な処士の講師たちを失うことを代償に、官医教育のための官立医学校を多紀氏が掌管するという所期の目的がここに達成されたわけである。陪臣医・町医の出席が許可されるのは漸く天保十四年になってからである。

官立化にともない、管理体制が強化された。中川勘三郎・間宮諸左衛門両目付の支配下に医学館掛りとして御徒目付二名、御小人目付二名が配され、毎日各一名が交替で見廻り、講席の講師名と出席数の帳簿記載が義務付けられた。また出納等の管理者として俗事役二名が置かれた<sup>(1)</sup>。

一 医学館存之外被行候由。渋江長伯、杉本某とか申もの、杉浦玄徳杯の如く講尺も可任と存込居候所、右申付も無之候二付、憤り、講尺初り候ハゞ、右兩人玄徳、立助杯二向ひ、難問可仕と腕をこすり居候処、法度厳く、左様成難問可申掛様子も成兼候二付、すゞく聴聞致し居候由。尤右兩人、広寿院家にて、前々とかく人と学流二付、問談致来候流義之由、取沙汰仕候よしのさた。(四五 4 4 2上)

一 医学館ハ不怠出席御ぎ候由。不情の者ハ被叱も仕、出席帳も殊外厳しく、若罷出不申候へバ其訳を委書出候事の由。右故随分出席絶不申候よしのさた。(四五 4 4 2上下)

一方で、管理強化してもなお、休息所における音曲・飲酒・拔刀・喧嘩(四五 4 4 2下・4 4 3下・4 4 4上)など、

問題ある行為が頻発している記事も見える。これは目付たちが不都合な振舞に対して直接叱責できず、多紀氏ら運営責任者に計らねばならなかったためもある。こうした問題をめぐって、元来、厳格な管理規定など好まぬ性格の医学館督事・多紀藍溪は、目付配属に不服を漏らしている。

一 多紀広寿院、躋寿館へ御目付かゝり被仰付を、甚服し不申由。此方ハ明白じゃ二上で御疑なさる。尤御目付ハ兩人共至極呑込がよいが、其下の御徒目付共杯がうるさい。いけぬ事じゃと独言を申居候よし。(四五 443上下)

幕府当局からは「不取締」と見られた多紀氏経営の躋寿館が、逆に言えば比較的自由で先端的な学問環境であったことは既述の通りである。本草に詳しい洪江長伯や代々外科ながら一代限り本道を許された杉本樗園など、腕に覚えのある聴講者の中に、講師を難詰しようとする意気込の者があつたことは、躋寿館時代の名残りとも見られよう。

このほか、医学館には毎日交替で詰めて運営の実務を取つた世話役があつた。創設当初は多紀桂山・吉田快庵・杉浦玄徳・山本宗英の四人が担当した。無論、実権を有したのは桂山である。

一 セわ役之内安長ハ奥いし、其上六かしく不申、行義ニも構ひ不申候故、一統ニ服し居候よし。快庵ニも服し居候よし。宗英、玄徳ヘハ一向服し不申候よし。いづれ安長ハ奥いし、外三人ハ平故ニ見下し候由。且又右四人甚不和のよし。施薬料上より出候せつ、四人一統ニ罷出受取可申を、広寿院罷出受とり、快庵、玄徳ヘハ一向不申聞、尤配当も不致、自分へつかひ込、且又弟子一人専に司どり、姦曲いたし候由。右ニ付快庵、玄徳など大ニ憤り、五人扶持をさし上、セわ役を御断申上度と申居候よし(四五 443上)。

公金横領を匂わせる悪い風聞ではあるが、多紀父子の専権が官立化を契機に益々強まっている状況を知ることができ

る。

一方、医学館では、官立化に際して目付の設置などによって、行為・行動の面では聊か規制が厳格化したものの、講釈の内容の内容等には一切の管理・統制がなされなかつた。先に引いた寛政三年九月二十四日の令達に既に次のように

言っている。

惣て医之職分は、至て重き事に付、精々厚く鍛練有之度儀に候。乍然流儀見識等一同は無之事に候間、入学之外、出席之面々は、只聞見を広め、治療之相談等致し候訳に付、心得たがい無之彼我を存ぜず、相互に学業治術研究いたし、其の道精熟候様可被心得候。尤諸科可為同前事。

流儀・見識は各々の心に任せ、知識量をふやし、学問と臨床に精通することだけが目ざされている。しかも多紀氏の嗜好は

全体多紀、見識人物ハいか様ニ不埒ニても書物さへ読候へバ宜きと申候ニ付、別して書物を読候ハ医師之分ハ高言不人柄之由(四五 4 4 3下)

とあるごとく、(臨床手腕よりも)読書力のみを重視し人柄は問わない傾向にある。この「彼我を存ぜず、相互に学業治術研究いたし」という方針は、ほぼ同時期に一般の幕臣子弟を対象として、学問吟味や素読吟味の際に、朱子学——それも闇齋派の影響が濃厚な——のみを正学として許容する諸策<sup>14</sup>をこうじたことと対蹠的である。「見識人物ハいか様ニ不埒ニても書物さへ読候へバ宜」という多紀氏の考え方は医学館では存続し得たが、昌平黌改革の思想的背景となった朱子学正学派の、修己と人民教化を重視する基本姿勢とは全く相容れなかったものである。『よしの冊子』には亀田鵬齋・山本北山ら折衷学者が、学問上は相応な評価が与えられ、且つ彼ら自身登用を希望して建策をしているにもかかわらず、教化には不向きであると判断されて、ついに「異学者」として指弾され、苦況に追いこまれてゆく記事が散見している(第五・一九・三〇・三三・三四・四一・四三・四五・七六・七七・七八・八九・九五・一四三・一四四・一五一・一六一・一六四回呈覧分)。

官立学校において、儒学を幕臣の教育科目として採用する場合、いかなる条件が考慮されたであろうか。世上では徂徠学にあり、仁齋学あり、陽明学あり、折衷学ありと百家争鳴的活況を呈していた。且つ一世を風靡した徂徠学の影響

により、儒学を道徳と切り離し、治世の技術とする考え方も一般化しつつあった。時の為政者は当然のことながら、この状況に危機感を抱き、幕臣一般の適従すべき「正統」として、体制翼賛に寄与するリゴリスティックな儒学思想(すなわち正学派朱子学)が、慎重に選ばれたのであった。しかし本来技術的性格の強い医学はこの対象外とされた。それ故、学統の上でも典型的な異学者と見做し得る(吉田篁墩・亀田鵬斎・山本北山らと同じ井上金義門下)多紀桂山の学風が、異学の禁令下の官立学校において、なおも存続するのである。

## 十、一二の丸製薬所

名医の前評判が高かった福井楓亭は、いまだ江戸の風儀に不慣れたためと、性来の頑固な性格と人付き合いの悪さが災いして、施療先とのトラブル(四五 436上・439上下等)を惹き起こしていた。さらに医学館での講義も、奥医師法眼という身分があるうえに取締りの緩やかな多紀桂山が人気を博するのにひきかえて、聴講者がすっかり減少してしまつた(四五 443上)。

一方で楓亭は、江戸城内に製薬所を設置することを幕府に提言していたらしい。二の丸製薬所に関しては資料に乏しく、従来研究も皆無だが、大田錦城撰文の多紀藍溪の墓誌に「製薬局之建也、先生尤有功焉」として、藍溪の功績を言う。しかしながら『よしの冊子』では楓亭を発案者とし、製薬のことに関して藍溪と楓亭が争つたという風聞が見えてくる。

一 広寿院と立助と御薬製の事二付、色々毎日日々々喧嘩いたし居候由。立助ハ書物通りニカゝハリ、地黄杯十一べんとやらすい干いたし可申と申候を、広寿院夫ニハ不及、四五遍にて宜と申候由。書物通りも宜く候へ共、強ち一遍ニ書物に拘ハリ候もかたくなにて、是ハ立助があしきとさた仕候由。何レ毎日日々々あそひ居り候よしのさた。

(四五 444上下)

一 立助ハ江戸へ被召出候者ニ付、格別名医と沙汰も仕候間、めつたに口も利不申、其上立助存寄にて御薬部屋杯出来、且躰寿館杯ニても人よりハ氣も張申候ニ付、内心大に辛勞いたし候由。自然と右勞疫の氣味より大病にも及申候由。(四五 445上下)

寛政四年一月二十三日に楓亭は寄合から奥詰医師に挙げられ、翌二十四日に二の丸製薬所掛を命ぜられている(『官医家譜』)。この製薬所担当の拜命が他の官医に先んじている点から考えれば、たとえ同年來十二月二十八日に藍溪が製薬所設置を褒賞されているにせよ、『よしの冊子』に言うところは妥当性がある。最高位にある藍溪は、責任者としての任を負ったが、設置提案者は楓亭であったと考えられる。そして恐らく医学館に拠って官医を統轄することを企てる多紀氏との間に、製薬所という新しい組織をめぐって確執が生じていたものと考えられる。しかし、この心勞がこうじたためか、同年十月三日に楓亭は六十八歳で病没し、ついに多紀氏を脅かすような存在とはならなかった。

二の丸製薬所を設置したことの意味付けに関しては、明治維新时期に時代を下る資料ながら、官医・栲窓喜多村直寛の随筆『五月雨草紙』(『新燕石十種』第三卷所収)に見える次の記事が参考になる。

(官医が)途中に持たする葉篋は、御上りの薬品入たるものにて、甚だ威勢を張り、若し人の誤つて、卒爾に衝あたるもの杯あれば、直に喧嘩口論に及び、法衙に出るに及びても、大方は勝を獲る事なりしが、寛政年間より、御城二の丸に於て、御製薬所取建に成りて以来、此弊は遂に止み、医師の葉篋は、唯自家所用の品とのみなりたれば、従て官医の権は痛く落たり。

つまり製薬所は、幕府の権威を笠に横暴の目だった奥医師ら個人への権力集中の弊害を是正し、幕府に組織的に帰属させるという方向をもつものであったといえる。これはまた、医学館に期待された典薬頭の権力削減(それは新たに多紀氏の権力の伸張をもたらしたが)と学力を基準とした登用者選抜という機能と相俟って、本来、幕府機構の中で例外的に個人能力主義であった技術者集団たる官医を、能力主義の側面を維持しつつも、能うる限り組織的に支配するという意味

において、連関した組織改革であったと見做しうるのである。

最後に、寛政五年七月二十三日に松平定信が意表を衝くかたちで老中（及び將軍補佐）を解任され、改革政治があつけない幕切れを迎えた時の、多紀藍溪の落胆の一条をもって本報を閉じたい。

多紀広寿院ハ、是でハ躋寿館ハ埒が明ぬと歎息仕候由。且又是ハ京都から関東へ何か御難題（※光格天皇の生父への太上天皇宣下にかかわる、いわゆる尊号事件のことか）が言て来たニ付て、西下でかぶつて御仕舞被成たニ相違ないと申居候よし。（四五 448下）

多紀氏による医学館の運営が、松平定信の強力な指持を背景としていたことがこれによつてもうかがえる。藍溪が危懼したごとく、寛政十三年（享和元年）の藍溪の没後、間もなく桂山は失脚し、多紀氏の權威は一時期、危機に瀕するこ  
とになったのである。

#### 注

- (1) 橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』（風間書房、一九九三年、一六〇―一七頁）に、寛政の改革期に、大幅な人事刷新のため、上司による幕臣各人の人物評価が行われたことが説かれている。
- (2) 二の丸付き医師新設の意義の、もう一つの考え方として、天明六年から多紀桂山が二の丸掛りを勤めており（『武鑑』、寛政三年に一举に奥医師に抜擢されていることから考えて、奥医師への人材登用の新しいルートの開拓とも見られよう。
- (3) 『日本教育史資料』第七冊、富山房、一八九二年、六三九頁。
- (4) 親交のあつた亀田鵬斎が、山崎宗運（山子政）が私邸に営んだ、「一步亭」「夢花団蕉」など数種の茶亭の設備を持つ池庭「涉園」に遊んで、「涉園記」を撰んでいる（三二書房、『亀田鵬斎詩文・書画集』、一九八二年、四四六―四四九頁）。
- (5) 曾昌啓の本章家としての事蹟は、上野益三氏の『博物学史論集』（八坂書房、一九八四年）に詳しい。
- (6) 吉田篁墩の水戸藩除籍と初期の学業に関しては、柏崎順子「安永・天明期の吉田篁墩一」（『一橋論叢』一一三（三）、一九

九九、九)を参照のこと。

- (7) 『徳川禁令考』、一九三一年、二五〇―二五一頁。
- (8) 竹田刑部法印家と吉田意安法印家が、官医中、別格の家柄であり、家督ののち法眼を経ずに直ぐに法印の末席に進むことを許されていたこと、藤波剛一の「徳川幕府医官家督と任官」(『日本医史学雑誌』一二九三号、昭和一六年七月)に詳しい。
- (9) 「寛政二年十二月十二日、親安元字館被立、以後消失等有之候得共、年来被続、当時二至り御・医師・取立之儀・申上、尤之筋二付、伺之通被仰付、御世話も有之事二付、且御匙被仰付(以下略)」(東京大学史料編纂所所蔵『官医家譜』巻七)。
- (10) 『医史料』に明治二八・九年のころに連載されたのち、つづいて『医談』六六(明治三四年九月)から同八三(明治三六年六月)まで二〇回にわたって連載された。
- (11) 『徳川十五代史』、新人物往来社、一九八六年、二四七四―二四七五頁。
- (12) 『医談』七八(明治三五年二月)所収「幕府医学館秘要録」に見える。
- (13) 『医史料』六(明治二八年一月)所収「(四) 医学館秘要録」に見える。
- (14) 素読吟味の際に経書の訓点が後藤点に限定されていたこと(石川謙『日本学校史の研究』、小学館、一九六〇年、一九六頁)や前報章第四節に引いた『書生寮学規』を参照。

(北里研究所附属東洋医学総合研究所医史学研究部)

## The Development of Scholarship in the *Igakkan* (2) :

Government Doctors during the Kansei Reform Period, as Seen in *Yoshino zôshi*

by Senjurô MACHI

*Yoshino zôshi* よしの冊子 has never been used in previous studies of Japanese medical history. It gives detailed information on government doctors during the time when the *Igakkan* was bureaucratized. It is a collection of reports of rumors written by his advisers for Matsudaira Sadanobu 松平定信, the instigator of the Kansei reforms. Thus *Yoshino zôshi* was directly related to the formation of the reform policies. Furthermore, it reveals background stories behind official promotions and demotions, and the feelings of the individuals concerned, which are not visible in official documents. The following topics are discussed: rumors during the early Kansei Reform period; the clinical achievement reports as they related to promotions and demotions during 1788; the reputations of doctors in the service of daimyos and those serving townspeople; orders given to government doctors in 1789; the gambling scandal of Seijukan; the fall of the Nakarai 半井 family; the expanding power of Taki Rankei 多紀藍溪; the founding of the *Igakkan*; and the Ninomaru Seiyakujo 二の丸製薬所.